

野沢温泉村新規就農者支援事業補助金交付要綱

令和3年12月9日

要綱第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化、後継者不足等が進行する中で、農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、新規就農者が行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、野沢温泉村補助金等交付規則（昭和42年野沢温泉村規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援事業 新規参入者の営農を支援する事業をいう。
- (2) 激励事業 定年帰農等をした者の営農を支援する事業をいう。

(補助交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、村内に住所を有するもので、かつ村税等に滞納がないものとする。

2 支援事業にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 主として農業に従事する者。
- (2) 第5条に規定する事業承認申請（以下「承認申請」という。）時において、50歳未満の者。
- (3) 国が実施する新規就農支援を目的とする補助金の交付要件を備えていない者又は当該補助金の交付を受けていない者。
- (4) 承認申請から起算して過去5年以内に、退職等、研修の終了若しくは農業を営む者からの独立により就農する者及び認定新規就農者。
- (5) 事業終了後5年以上、村内で営農の継続が見込まれる者。
- (6) 村内に農業（自家消費等とするためだけの農業は除く。）の経営又は農業法人の経営を行っている1親等内の親族及び兄弟姉妹がいない者。
- (7) 農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づき野沢温泉村農業委員会が定める下限面積以上の村内の農地の所有権又は利用権を有する者。（農地を利用した農業を行うものに限る。）

2 激励事業にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 承認申請時において、農業に従事して2年以内かつ50歳以上69歳以下の者。

(2) 農業等に係る一定の研修を修了した者（見込みを含む）で、補助金受給後3年以上、村内で営農の継続が見込まれる者。

但し、自家消費に供するためだけの農業従事は補助交付対象者から除外する。

(3) 定年退職等の後に主として農業に従事し、かつ人・農地プランに位置付けた農家及び農地にて営農する見込みのある者。

（補助対象事業、補助金額等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業、補助金額等は、それぞれの事業に応じ別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 補助金の交付にあつては、1世帯につき1回に限る。

（事業承認申請）

第5条 前条に規定する事業を実施しようとするときは、野沢温泉村新規就農者支援事業承認申請書（様式第1号）に関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査し、事業承認の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、別に定める野沢温泉村新規就農者支援事業補助金交付申請書（様式第2号。）（以下、「申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 申請書で定める関係書類は、次に定めるものとする。

(1) 農業等に係る一定の研修の修了証及び受講を証明する書類

(2) 取得する農地、農業機械又は農業施設（以下「農地等」という。）の請負契約書、賃貸借契約書又はリース契約書の写し

(3) 農地の登記簿謄本

(4) 見積書及び農業機械のカタログ

(5) 農業施設の設計書

（補助金の交付決定）

第7条 村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、申請者に通知する。

2 補助金の交付を決定したときは、その通知に必要な条件を付することができる。

(補助金の交付条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

(1) 支援事業 補助金受給後の翌年度から起算して5年以上村内において営農を継続すること。

(2) 激励事業 補助金受給後の翌年度から起算して3年以上村内において営農を継続すること。

(事業の変更等)

第9条 補助事業の内容等を変更し承認を受けようとする場合は、野沢温泉村新規就農者支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下、補助事業者という。)は、野沢温泉村新規就農者支援事業実績報告書(様式第4号)を提出するものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 実績報告書で定める関係書類は、次に掲げる区分に応じ定めるものとする。

(1) 確定申告書の写し及び所得税青色申告決算書(農業所得用)の写し又は収支内訳書(農業所得用)の写し

(2) 確定申告でない場合は、村民税県民税申告書の写し及び収支内訳書(農業所得用)の写し

(3) 経費の支払を証する書類

(4) 事業の実施状況が確認できる書類

(補助金交付の請求)

第11条 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む)を請求しようとするときは、野沢温泉村新規就農者支援事業補助金交付(概算払)請求書(様式第5号)により行うものとする。

(財産処分)

第12条 当該事業により取得した(効用の増加した)財産について処分することの承認を受けようとする場合は、野沢温泉村新規就農者支援事業財産処分承認申請書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

(営農状況の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了の翌年度から起算して支援事業にあつては5年間、
 激励事業にあつては3年間、当該年度の3月31日までに営農状況を村長に報告しなければ
 ならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日より施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表第1 (第4条関係)

支援事業

事業の区分	補助金交付対象期間・経費	補助金額
新規参入者営農 支援	村内の農地等を取得するための経費 (取得額が30万円以上のものに限 る。)又は農業機械若しくは農業施設 のリース料(リース料の総額が50万円 以上のもので、リース開始日から3年 以内に限る。)の3分の1以内。	取得にあつては1件当た りの補助事業費限度額は 100万円以内。リースにあ つては月額15,000円以内。

別表第2 (第4条関係)

激励事業

事業の区分	補助金額等		
新規就農者激励	村外から転入して2 年以内の者	50歳以上59歳以下	30万円
		60歳以上69歳以下	15万円
	上記以外の者	50歳以上59歳以下	20万円
		60歳以上69歳以下	10万円
新規就農者設備投 資等導入	50歳以上69歳以下	農業用機械又は農業施設を取得するた めの経費、修繕費用、農業に関する研修費用 等の2分の1以内。ただし、補助事業費限 度額は50万円。	